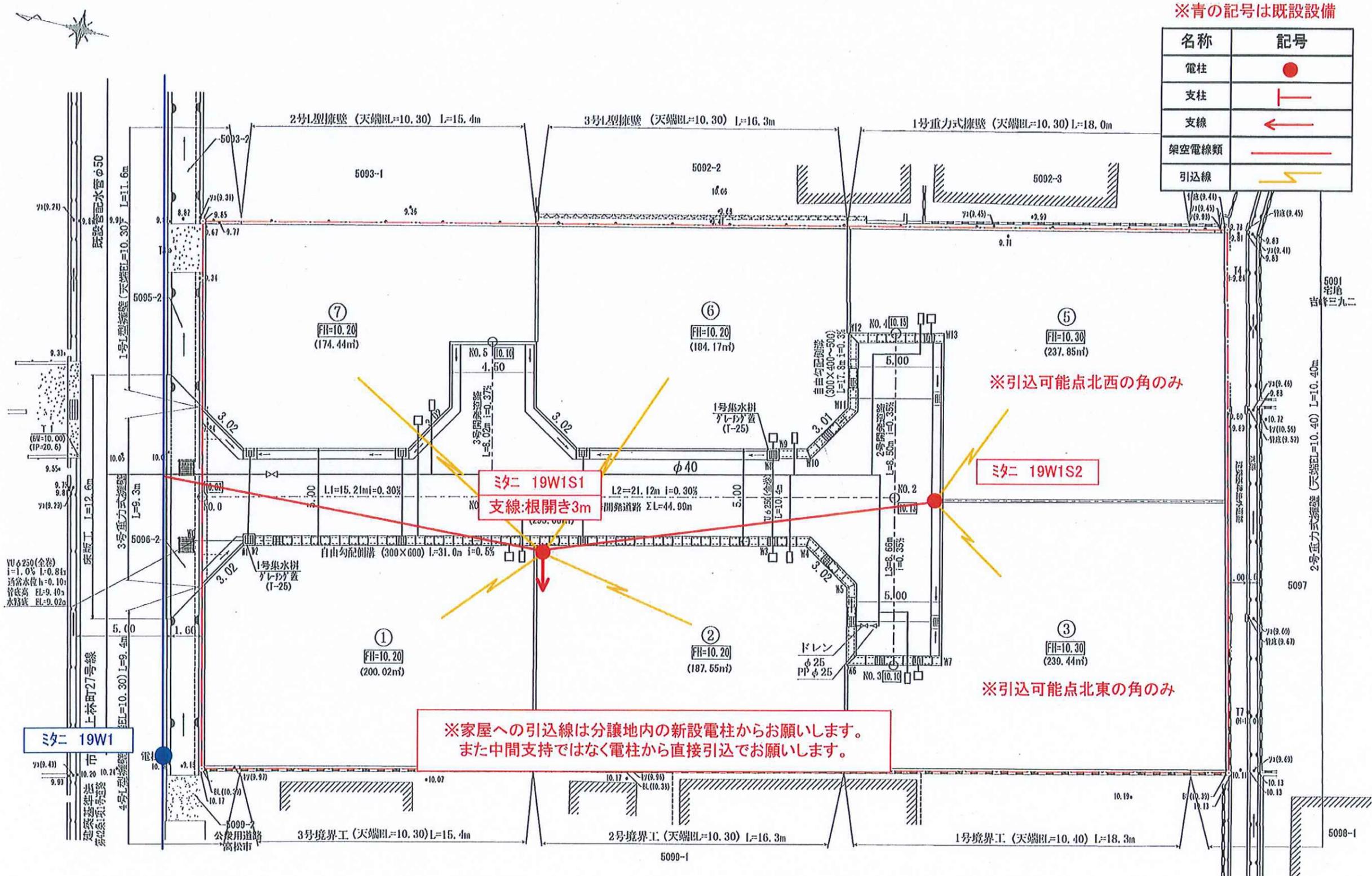


# 最終電柱位置図 R7.6 電柱案

土地の所在 高松市三谷町字西三谷北 5095番1, 5096番1

## 土地利用計画図



※青の記号は既設設備

名称	記号
電柱	●
支柱	┆
支線	←
架空電線類	—
引込線	⚡

開発許可 年 月 日	令和
第	年
号	月
目	日
申請者	アイラックホーム株式会社
代表取締役	増元浩二
作成者	高松市三谷町一八九一番地四
住所・氏名	土地家屋調査士 多田幸広

※引込可能点北西の角のみ

ミタニ 19W1S2

※引込可能点北東の角のみ

ミタニ 19W1S1  
支線:根開き3m

※家屋への引込線は分譲地内の新設電柱からお願いします。  
また中間支持ではなく電柱から直接引込でお願いします。

- 宅内排水樹 (φ350) (取付管: VU φ150)  
(宅内排水管勾配は1%以上) (泥だめ15cm以上)
- 量水器: (給水管 φ2 OPP)
- バルブ
- グレーチング蓋 (5.5m以上はT-25) (5.5m未満はT-14)
- 付き数字 申請地計画高

- ※予定建築物は一戸建ての住宅とする
- ※取付管は水路の通常水位より上で放流する
- ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする
- ※土盛り60cm未満は管をコンクリートで保護する
- ※本管には塩ビ管を支管接続とし勾配は1.0%以上とする
- ※自由勾配側溝に設置するグレーチング蓋はT-25とする
- ※自由勾配側溝の接合が必要な部分については暗渠用を使用する。

- ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保
- ※各戸に合併浄化槽を設置し宅内雨水樹から塩ビ管に接続して放流
- ※宅内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内樹に向けて整地する。
- ※街渠から本管に接続又は水路に放流する場合は重圧管又はVU φ150とし勾配は1.0%以上とする
- ※電柱は開発道路内に設置しない。
- ※本開発区域に隣接して本開発許可の完了告示日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。